

組合員・被扶養者の資格取得手続きをお早めに！

【組合員】

組合員となった場合（他支部及び他共済組合からの転入を含む）は、所属所を通じて遅滞なく「組合員証」（保険証）を受領するための手続きを行ってください。

《提出書類》「組合員に関する報告書」・「個人番号報告書」とその報告書に記載された書類

【被扶養者】

組合員となった日に、ご家族に被扶養者の認定要件を備える方がいる場合や、出生や退職等で新たに扶養の事実が生じた場合は、所属所を通じて事実発生日から30日以内に「被扶養者証」（保険証）を受領するための手続きを行ってください。

《提出書類》「被扶養者に関する申告書」・「個人番号報告書」とその申告書に記載された書類

※上記の《提出書類》は当支部のホームページに掲載しています。



トップページ→兵庫支部について→様式ダウンロード→組合員・被扶養者に関する様式からダウンロードして、使用してください。

《注意》所属所長への届出が事実発生日から起算して31日以上経過している場合は、所属所長へ届け出た日が認定日となります。事実が発生したら速やかに所属所に届出を行い、書類を整えてから共済組合にご提出ください。



被扶養者の収入が所得限度額（年額130万円未満かつ月額10万8,334円未満、60歳以上は年額180万円未満かつ月額15万円未満）を超過した場合や、就職等で新たに保険証を受領した場合は、認定取消しとなります。

認定取消しは、届出が遅れても事実発生日に遡ります。その間に医療機関等で受診された場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。日頃から被扶養者の収入状況等を把握し、取消の事実が生じた場合は速やかに所属所を通じて認定取消しの手続きを行ってください。

組合員の種別について

令和4年10月の制度改正により、短期組合員の種別が設けられました。組合員種別ごとに適用となる事業は以下のとおりです。

組合員種別によって適用となる事業が異なるんだね。



一般組合員（短期給付・福祉事業・長期給付事業（第3号厚生年金）適用）	短期組合員（短期給付・福祉事業のみ適用、年金は第1号厚生年金）
<ul style="list-style-type: none"> ・正規職員 ・任期付職員 ・フルタイム再任用職員 ・フルタイム会計年度任用職員（13か月目以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時的任用職員 ・再任用短時間勤務職員（週20時間以上） ・定年前再任用短時間勤務職員（週20時間以上） ・任期付短時間職員（週20時間以上） ・フルタイム会計年度任用職員（12か月まで） ・パートタイム会計年度任用職員（週20時間以上）

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

1. マイナンバーカードを申請
2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

※詳細は当支部のホームページに掲載しています。



トップページ→こんなときガイド→マイナンバーカードのことを知りたいとき

障害厚生年金 ～在職中でも受給できます～

組合員期間を含む厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある傷病により、一定の障害状態になった場合に、障害程度に応じて障害厚生年金が受給できます。

なお、障害厚生年金は在職中でも受給できますが、同一の傷病により傷病手当金の支給を受けることができる場合、傷病手当金の支給額が調整されます。

受給要件

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日（初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること。
- 2 障害の状態が、障害認定日^{*1}に障害等級1級から3級^{*2}のいずれかに該当していること。ただし、障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合がある。
- 3 初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。ただし、初診日が令和8年4月1日以前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよい。

※1 初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内に傷病が治ったとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、当該治った日又は当該状態に至った日）

※2 障害者手帳の等級とは異なります。



〈障害認定日の特例〉

初診日から1年6月を経過する前でも、状態によっては特例として障害認定日が下表のとおりとなります。

症例の現象	障害認定日	症例の現象	障害認定日
上肢、下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断日	脳血管疾患による機能障害のもの	初診日から6月経過した日
人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの	挿入又は置換日	人工透析療法を施行したもの	開始日から3月経過した日
心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着したもの	装着日	人工肛門又は尿路変更術を施したもの	施した日から6月経過した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着したもの	移植又は装着日	新膀胱造設術を施したもの	造設日
CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着したもの	装着日	咽頭全摘手術を施したもの	咽頭全摘手術を施した日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管を挿入置換したもの	挿入又は置換日	遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から3月経過した日
在宅酸素療養を行っているもの	在宅酸素療養を開始した日		

Point!

★初診日の確認をお願いします。

※初診日から時間が経つと、医療機関での証明書類の取得が難しくなります。請求をお考えの方は、ご自身の病歴・受診歴等を整理していただいたうえで、年金班までご連絡ください。

★初診日が短期組合員(第1号厚生年金被保険者)の期間中の場合は、請求先は日本年金機構になります。

令和6年4月からの掛金率及び保険料率のお知らせ

標準報酬月額・標準期末手当等に係る掛金率及び保険料率

	令和6年度	令和5年度
短期掛金	48.01/1000	48.01/1000
介護掛金(40歳以上)	7.96/1000	8.00/1000
厚生年金保険料	91.5/1000	91.5/1000
退職等年金掛金	7.5/1000	7.5/1000

短期組合員は「短期掛金」と「介護掛金」のみです。後期高齢者及び船員組合員は、所属所宛通知文をご覧ください。